

岐阜県公報

号外 (五) 平成二十六年 十月 一日

目次

規則

岐阜県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則	(子ども家庭課)	一
岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	(同)	六
知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則	(同)	六

告示

岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金の貸付事務及び償還事務並びに児童扶養手当事務に使用する岐阜県知事印	(子ども家庭課)	七
--	----------	---

規則

岐阜県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十五号

岐阜県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和四十年岐阜県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則

第一条中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「及び第三十八条」を「(令第三十一条の七及び令第三十八条において読み替えて準用する場合を含む。)」に改める。

第二条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

第三条第一項中「第三十二条第一項又は附則第三条第一項」を「法第三十一条の六第一項、法第三十二条第一項又は法附則第三条第一項」に、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改め、同条第二項中「修学資金」を「前項の場合において、修学資金」に、「省略する」を「省略して申請する」に改め、同条第三項中「又は第三十二条第一項」を「法第三十一条の六第三項又は法第三十二条第二項」に、「を知事に提出しなければ」を「により知事に申請しなければ」に改め、同条第四項中「又は第三十二条第三項」を「法第三十一条の六第四項及び法第三十二条第四項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「貸

資金」を「母子父子寡婦福祉資金」に改定し、
「児童手当」を「児童手当」及び「児童手当」に、「母子手当」を「母子手当（父親）」
に改定し、

「母子（寡婦）福祉資金」及び「母子（父子・寡婦）福祉資金」に「当
り」を「当たり」に改定し、

「母子福祉資金」及び「母子福祉資金」に「資金コード」
を

「資金の種類」に「児童手当」及び第38条」及び「令第31条の7及び令第
38条において読み替えて準用する場合を含む。」に改定し、

「母子福祉資金」及び「母子福祉資金」に「配偶者のない女
子で現に児童を扶養しているもの」

「配偶者のない女子又は男子で現に児童を扶養しているもの」
に「母子・寡婦福祉資金借入金」及び「母子・父子・寡婦福祉資金借入金」

「児童手当」及び第38条」及び「令第31条の7及び令第38条において読み替
えて準用する場合を含む。」に「児童手当」を「母子福祉団体」及び「母子・父子
福祉団体」に改定し、

「児童手当」及び第38条」及び「令第31条の7及び令第38条において読み替
えて準用する場合を含む。」に「児童手当」を「母子福祉資金」及び「父子
福祉資金」に改定し、

「母子福祉資金」及び「父子福祉資金」に「資金コ
ード」

コード	貸付決定年度	番号	資金の種類	整理番号
	年度			

「児童手当」

「母子福祉資金」及び「父子福祉資金」に「資金コード」
を

「資金の種類」に「児童手当」及び「令第31条の7及び令第38条にお
いて読み替えて準用する場合を含む。」に改定し、

「母子福祉資金」及び「父子福祉資金」に「配偶者のない女
子で現に児童を扶養しているもの」

「児童手当」及び第38条」及び「令第31条の7及び令第38条において読み替
えて準用する場合を含む。」に「児童手当」を「母子福祉団体」及び「母子・父子
福祉団体」に改定し、

「児童手当」及び第38条」及び「令第31条の7及び令第38条において読み替
えて準用する場合を含む。」に「児童手当」を「母子福祉資金」及び「父子
福祉資金」に改定し、

福祉資金 貸付・償還台帳

整理番号	借受人	氏名	住所	生年月日	職業	母・父・親との関係	借受人との関係	子の扶養有無	福祉事務所名	資金種類
貸付年度	児童(子)									児童(子)の進学校名(就職先)
	連帯保証人									
	連帯保証人									

貸付関係		償還関係		口座振替	
貸付決定年月日	貸付総(予定)額	貸付月額	貸付開始年月	貸付終了年月	償還方法
			償還開始年月	償還終了年月	金融機関名
			預金種別	口座名義	口座番号

通番	調定年月日	納期限	交付額(元金)	(利子)	合計	貸付金の交付		償還金の調定・収入状況		返済額		連約金の調定・収入							
						貸付年月日	償還状況	収入	返済年月日	領収年月日	計入年月日	元金	利子	合計	年月日	金額	領収年月日	計入年月日	合計

貸付金交付				調定				収入			
交付済額	交付予定額	元金	利子	調定済額	調定済額	未調定額	未調定額	収入済額	収入済額	未収入額	未収入額
計				総額(予定)	計	元金	利子	元金	利子	元金	利子

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県母子及び寡婦福祉法施行細則の規定により作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の規定にかかわらず、所要の調整をしたものによることとする。

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月一日

岐阜県知事 中 田 謙

岐阜県規則第八十六号

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県児童福祉法施行細則（昭和四十七年岐阜県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」と改め、別表第十一中「現在」を「現在」及び「当該」を「当該」及び「による免除」を「の規定による减免をいう」と改める。

別表第一中 A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円
		0円

0円	A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者	0円
----	---	--	----

の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯

0円 「改め」 別表第十一中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」及び「配偶者のない女子」を「配偶者のない女子又は配偶者のない男子」と改め、「及びこれに準ずる父子家庭の世帯」を添える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月一日

岐阜県知事 中 田 謙

岐阜県規則第八十七号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則（平成十二年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表十二の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と、「岐阜県母子及び寡婦福祉法施行細則」を「岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」に改め、同項第三号中「備え付け等」を「備付け等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第五百四十八号の二

岐阜県母子及び父子並びに専婦福祉資金貸付金の貸付事務及び償還事務並びに児童扶養手当事務に使用する岐阜県知事印を次のように定め、平成二十六年十月一日から使用する。

岐阜県母子及び専婦福祉資金貸付金の貸付事務及び償還事務並びに児童扶養手当事務に使用する知事印に関する告示(昭和六十年岐阜県告示第五百十六号)は、平成二十六年九月三十日限り廃止する。

平成二十六年十月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 印影



書体 やまと古字
大きさ 十五ミリメートル平方

二 使用の範囲

1 母子及び父子並びに専婦福祉資金貸付金の貸付事務及び償還事務に関するもの

イ 貸付決定通知書

ロ 納入のお知らせ

ハ 納入通知書

ニ 督促状

ホ 催告状

ヘ 金銭消費貸借契約書

2 児童扶養手当事務に関するもの

イ 証書

ロ 債権発生のお知らせ

ハ 障害認定通知書

ニ 現況届提出命令書

三 公印管理者

岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課長

ホ 支給停止解除通知書

ヘ 支払差止解除通知書

ト 支払差止通知書

チ 証書再交付通知書

リ 移管通知書

ヌ 証書提出命令書

ル 受給資格調査員証

ヲ 督促状

ワ 資格喪失通知書

カ 額改定請求却下通知書

ヨ 額改定通知書

タ 認定請求却下通知書

レ 支給停止通知書

ソ 認定通知書

ツ 納入通知書

平成二十六年十月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社